

住まいに関する支援制度一覧

市町村名：中之条町

区分	事業名称	融資・助成の対象となる（工事）内容	対象（者）要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	H P掲載（リンク先）	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	利子補給 勤労者住宅建設資金利子補給制度	・建築又は購入資金を融資機関から借入れた場合	(1)町内に自己のために住宅を建築又は新築住宅を購入した勤労者 (2)総床面積280平方メートル以下の専用住宅	・12万円	・定額	—	借り入れ後	予算の範囲内	観光商工課	0279-26-7727(直通) https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/9/1428.html		
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	助成 定住促進対策住宅取得費補助金	(1)居室、玄関、台所、トイレ及び浴室等、居住の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上のもの (2)建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認等及び関連規定に適合していること。	(1)取得した住宅に係る所有者(対象住宅の所有者が共有に係るものである場合は、当該共有者の内から選任された代表者1人)であること。 (2)取得した住宅に居住する全員が町税等租税公課を滞納していないこと。 (3)定住促進対策住宅取得費補助金を過去5年に受けていないこと。 (4)本事業完了日から5年以上定住すること。 (5)申請年度の属する4月1日以前3か月以降に取得した住宅であること。 (6)取得した住宅に居住する全員が中之条町暴力団排除条例(平成24年中之条町条例第41号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。 (7)当該住宅取得について、町の条例、規則その他に定める補助金を受けていないこと。	・基本補助金 50万円(ただし、町内業者施工の場合、100万円) ・加算補助金 (1)子育て世帯加算 中学生以下の子ども1人につき20万円(最大4人まで) (2)若年層世帯加算 20万円	・住宅取得価格の1/40(ただし、町内業者施工の場合、1/20)	—	完了日の翌日から起算して90日以内(完了日:取得した住宅への転居日、転入日又は登記日のいずれか遅い日)	予算の範囲内	地域共創課	0279-75-8837(直通) https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/4/1495.html	建売住宅の購入についても、同様に助成する。(新築要件に該当する場合)	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改造費助成制度等)	助成 重度身体障害者(児)住宅改修補助事業	・新築を除く浴室・便所・玄関・台所及びその他町長が特に必要と認めた改修工事で、当該年度内に事業を開始し、完了する事業に対して補助する。 ・介護保険の居宅介護(支援)住宅改修費又は重度身体障害者等に対する日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付対象となる工事については、補助対象としない。ただし、介護保険又は日常生活用具の給付を受けた後、当該給付額を超える改修経費を要するときは、その超過額補助対象とすることができます。	(1)町内に居住する者 (2)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者 (3)身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号により、次のいずれかに該当する者 ①下肢の障害者で、2級の者 ②体幹の障害者で、2級の者 ③下肢及び体幹の重複障害者で、2級の者 ④視覚の障害者で1級の者 ⑤上肢の障害者で、2級の者(ただし、それぞれの上肢に4级以上の障害のある者) (4)当該年度の市町村民税所得割額16万円未満の世帯に属する者	50万円	・補助対象となる改修経費の5/6	—	工事着工前	—	住民福祉課	0279-75-8818(直通)		
合併処理浄化槽設置費	助成 浄化槽設置整備事業補助金	・浄化槽の設置	対象者:中之条町の住民、又は年度内に中之条町の住民となる方 対象家屋:住宅、住宅兼店舗、住宅兼事務所(店・事務所・別荘等は対象外) 対象地域:町内全域(ただし、下水道等の集合処理区域は除く) 主な区域は、伊参地区・六合地区・大岩・反下・駒岩・寺社平等 対象浄化槽:国土交通大臣が認定した浄化槽で、5~10人槽の浄化槽	○新設(浄化槽を新規に設置する場合) ・5人槽19.6万円 ・6~7人槽25.2万円 ・8~10人槽33.4万円 ○転換(「単独処理浄化槽」又は「汲み取り槽」を原則撤去し浄化槽を設置する場合) ・5人槽27.9万円 ・6~7人槽36万円 ・8~10人槽47.7万円 ○宅内配管費補助 転換により浄化槽を設置する場合宅内配管費を補助する。 ・単独浄化槽から転換の場合 上限30万円 ・汲み取り槽からの転換の場合 上限10万円	・定額	—	工事着工前	予算の範囲内	企業課	0279-75-8832(直通) https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/11/1445.html		

太陽光発電設備設置費	助成	再生可能エネルギーシステム設置費補助金	(1)太陽光発電システム ①低圧配電線と逆潮流有りで連系していること。 ②太陽電池パネルの最大出力が10キロワット未満のもの。 ③未使用品であること。 (2)定置用リチウムイオン蓄電池システム ①一般社団法人環境共創ニシアチブ(SII)の定置用リチウムイオン蓄電池システム導入支援事業における補助対象機器であること。 ②蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上であること。 ③常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。 ④未使用品であること。	(1)中之条町に住所を有する方または町内の独立した事業所で事業を営む方。 (2)町内一般住宅若しくは事業所に設置する方。 (3)各システムに対する補助金の交付は1回。	(1)太陽光発電システム ・20万円 (2)定置用リチウムイオン蓄電池システム ・15万円	(1)太陽光発電システム 1kwhあたり 5万円 (2)定置用リチウムイオン蓄電池システム 1kwhあたり 3万円	—	電力受給開始後180日以内	予算の範囲内	防災安全課	0279-26-7089(直通) https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/16/8003.html	
生ごみ処理機設置費	助成	生ごみ処理機器等購入補助金	・電動式等(手動式含)生ごみ処理機 ・コンポスト容器 ・ボカシ容器 ・枝葉破碎機の購入	・町内に住所を有し、居住している者	・2万円	・購入価格の1/2	—	購入後(要事前問合せ)	予算の範囲内	保健環境課	0279-75-8834(直通) https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/6/1235.html	
耐震診断費	助成	木造住宅耐震診断者派遣事業	・(社)群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者の派遣	(1)昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上) (2)平屋建で又は2階建ての住宅 (3)在来軸組構法によって建てられた住宅	3万1,500円	・定額 (自己負担額1,000円)	—	事前申込	予算の範囲内	建設課	0279-75-8828(直通)	
耐震改修費	助成	木造住宅耐震改修事業	・木造住宅耐震診断者派遣事業による耐震診断結果に基づく耐震改修工事であること	(1)昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上) (2)平屋建で又は2階建ての住宅 (3)在来軸組構法によって建てられた住宅	・50万円	・1/3以内	—	事前申込	予算の範囲内	建設課	0279-75-8828(直通)	
転居費・住宅家賃	助成	結婚新生活支援補助金	[住居費] 物件購入費(新築、中古問わず)、リフォーム費、アパート等賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 [引っ越し費用] 引っ越し業者や運送業者への支払った費用	(1)令和7年1月1日から令和8年3月31までに婚姻届を提出し受理された世帯 (2)申請日時点における直近の夫婦の所得の合算が500万円未満である世帯。※貸与型奨学生金の返済を行っている場合は世帯所得から年間返済額を控除した金額 (3)夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 (4)申請日時点において夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっている世帯 (5)他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯 (6)過去にこの制度の補助を受けている者がいない世帯 (7)居住する全員が中之条町暴力団排除条例に規定する暴力団員ではない世帯 (8)居住する全員が町税及び使用料等を滞納していない世帯 (9)令和7年4月1日から令和8年3月31までの間に、結婚を機に中之条町内にある住居を購入・リフォーム・賃借した世帯 (10)令和7年4月1日から令和8年3月31までの間に、結婚を機に中之条町内にある住居に専門業者を利用して引越した世帯	・30万円を上限 ・夫婦共に29歳以下の場合60万円を上限	・定額	—	要事前相談	—	住民福祉課	0279-75-8825(直通) https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/5/1476.html	
その他	助成	住宅リフォーム補助金	(1)工事金額が20万円以上(消費税を除く) (2)住宅の修繕・改築・増築等	(1)中之条町に住民登録を行っていること (2)世帯全員が町税及び使用料等を完納していること (3)他の住宅改造補修費の助成金等の交付を同時に受けないこと	・10万円(ただし、町内業者施工の場合、30万円)	・対象経費の2.5%(ただし、町内業者施工の場合、10%)	—	工事着工前	—	観光商工課	0279-75-8848(直通) https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/9/1198.html	
その他 (中古住宅取得)	助成	定住促進対策住宅取得費補助金	(1)居室、玄関、台所、トイレ及び浴室等、居住の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上のもの (2)現行の耐震基準に適合していることを証明できること(確認済証若しくは建築確認証明書があるもの又は耐震診断を受け、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅について、上部構造評点1.0以上とする耐震改修工事を実施したことを証明できるものに限る。)ただし、昭和56年6月1日以降に建築されたことが証明できる住宅については、現行の耐震基準に適合しているものとみなす。	(1)取得した住宅に係る所有者(対象住宅の所有者が共有に係るものである場合は、当該共有者の内から選任された代表者1人)であること。 (2)取得した住宅に居住する全員が町税等租税公課を滞納していないこと。 (3)定住促進対策住宅取得費補助金を過去5年に受けないないこと。 (4)本事業完了日から5年以上定住すること。 (5)申請年度の属する4月1日以前3か月以降に取得した住宅であること。 (6)取得した住宅に居住する全員が中之条町暴力団排除条例(平成24年中之条町条例第41号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。 (7)当該住宅取得について、町の条例、規則その他に定める補助金を受けていないこと。	・基本補助金 25万円 ・加算補助金 (1)子育て世帯加算 中学生以下の子ども1人につき20万円 (最大4人まで) (2)若年層世帯加算20万円	・取得価格の1/40	—	完了日の翌日から起算して90日以内(完了日:取得した住宅への転居日、転入日又は登記の日のいずれか遅い日)	予算の範囲内	地域共創課	0279-75-8837(直通) https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/4/1495.html	
その他	助成	景観形成助成金	・景観形成重点地域内における建築物の新築、増改築、修繕、外観の模様替え又は色彩の変更に係る行為(良好な景観の形成に寄与すると認められるもの)	(1)中之条町に住民登録を行っていること (2)世帯全体が町税及び使用料等を完納していること (3)他の制度による住宅の改造、補修に係る助成金等の交付を同時に受けないこと	・10万円	・工事金額の1/2	—	工事着工前	予算の範囲内	建設課	0279-75-8828(直通) https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/10/1437.html	

その他	助成	中之条町薪ストーブ等購入費補助金	・燃料として用意された木(枝を含む。)、木材、木質ペレットを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機の購入費用	(1)中之条町に住民登録を行い、そこに住まい、維持管理をおこなえる人 (2)世帯全員が町税及び使用料等を完納していること (3)間伐を推進し、森林環境整備の住民ボランティア活動に参加すること	・8万円(ただし、町内業者施工の場合、16万円)	・購入金額の1/4(ただし、町内業者の場合、1/2)	-	購入前	予算の範囲内	農林課	0279-75-8849(直通) https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/7/1482.html	
その他	助成	中之条町水道新設給水工事費補助金	住宅を新築する際に、近くに配水管がない、費用の一部を補助	(1) 中之条町内に住所を有し、かつ、日常生活を営んでいる者又はその予定者で、自ら生活用水として使用すること。 (2) 給水工事の設計は、事前審査を受けていること。 (3) 給水工事の完了後、当該給水工事費の全額を指定給水装置工事事業者に支払っていること。 (5) 世帯全体が町税及び使用料等を滞納していないこと。	20万円を控除した額の2分の1(上限30万円)	-	-	完了日の翌日から30日以内	予算の範囲内	企業課	0279-75-8831(直通) https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/11/1226.htm !	